

児童発達支援・放課後等デイサービス ひっぽファミリーグループ 虐待防止委員会

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、長池教室管理者とする。
- 2) 委員には、児童発達支援管理責任者、苦情解決責任者を加える。
- 3) 委員には、研修委員会、事故防止委員会の委員を1名ずつ加える。
- 4) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。
- 5) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低2回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止にかかる研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

- 第5条 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障がい者福祉法のみならず障害者自立支援法や障がいの権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

虐待防止委員会 委員長：長池教室管理者

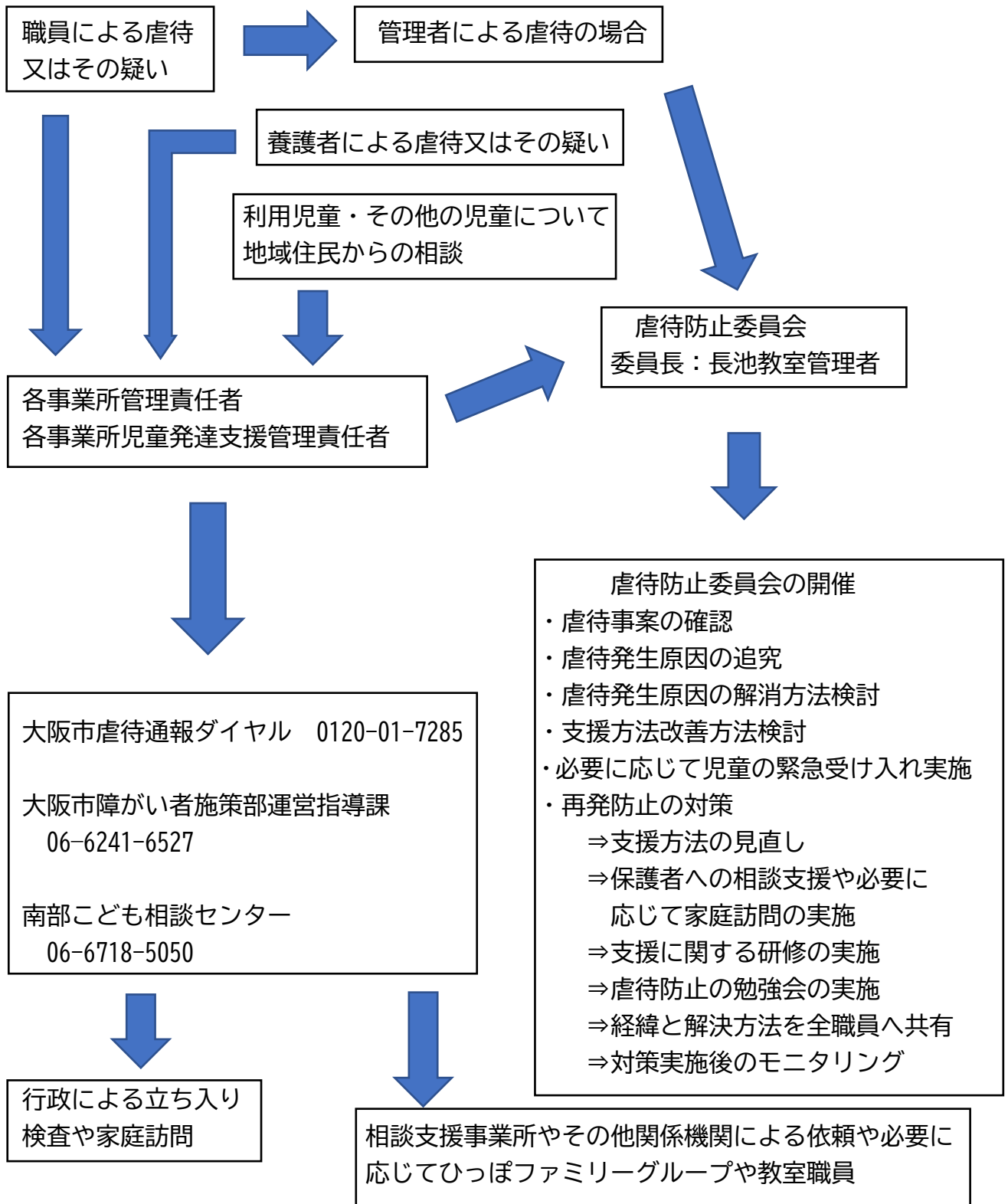
メンバー：法人代表（苦情解決責任者）・Kid 's 教室管理者（事故防止委員会）

昭和町教室管理者（研修委員会）・桃ヶ池教室主任（保育士・専門的支援）

長池教室主任（保育士）・昭和町教室主任（児童指導員）・昭和町教室副主任（児童指導員）・

Kid 's 教室副主任（児童指導員）・Kid 's 教室主任（専門的支援・児童指導員）

虐待通報の流れ



虐待通報の流れ

<擁護者による虐待の場合>

- ①養護者による虐待の発見又はその疑いのある場合、その旨を事業責任者・児童発達支援管理責任者へ報告する。
- ②報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は直ちに大阪市虐待通報ダイヤル・大阪市障がい者施策部運営指導課・南部こども相談センターへ報告・連絡を行う。
- ③報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は虐待防止委員会へ報告を行い虐待防止委員会の開催を促す。
- ④虐待発生の報告を受けた虐待防止委員会は委員会の開催を行い、対象児童の受け入れや継続的な支援方法、観察方法などの検討を行う。
- ⑤虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
- ⑥必要に応じて委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所へ報告する。
- ⑦家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所からの依頼があり、家庭訪問を当施設が行う事が望ましいと委員会及び管理者が判断した場合は必要に応じて家庭訪問を実施する。

<職員による虐待の場合>

- ①職員による虐待の発見又はその疑いがある場合、その旨を事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者へ報告する。
- ②報告を受けた事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者は直ちに家庭児童相談室・大阪市障がい者施策部運営指導課・相談支援事業所等へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイヤルへ相談を行う。
- ③報告を受けた事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者は虐待防止委員会へ報告を行い虐待防止委員会の開催を促す。
- ④報告を受けた事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者は直ちに事実確認を行なう。
- ⑤虐待発生の報告を受けた虐待防止委員会は委員会の開催を行い事実に基づき虐待発生原因の追究・虐待発生原因の解消方検討・支援方法改善方法検討を行う。
- ⑥虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
- ⑦委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所へ報告する。家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所からの依頼があり、家庭訪問を当施設が行う事が望ましいと委員会又は管理者が判断した場合は必要に応じて家庭訪問を実施する

<管理者による虐待の場合>

- ①管理者による虐待の発見又はその疑いがある場合、その旨を虐待防止委員会へ報告する。
- ②管理者による虐待の発見又はその疑いを感じた職員は家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイヤルへ相談を行う。
- ③報告を受けた虐待防止委員会は虐待防止委員会の開催をする。
- ④報告を受けた虐待防止委員会は直ちに管理者へ事実確認を行なう。
- ⑤虐待防止委員会は委員会の開催を行い事実に基づき虐待発生原因の追究・虐待発生原因の解消方検討・支援方法改善方法検討を行う。
- ⑥虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
- ⑦委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所へ報告する。

<地域住民から利用児童又はその他児童の虐待相談があった場合>

- ①地域住民から利用児童又はその他児童の虐待相談があった場合、その旨を事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者へ報告する。
- ②報告を受けた事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者は直ちに家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイヤルへ相談を行う。
- ③報告を受けた事業責任者・管理者・児童発達支援管理責任者は虐待防止委員会へ報告を行い虐待防止委員会の開催を促す。(利用児童でない場合は委員会内で情報を共有する。)
- ④虐待発生 of 報告を受けた虐待防止委員会は委員会の開催を行い、対象児童の受け入れや継続的な支援方法、観察方法などの検討を行う。(利用児童でない場合、家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所からの連絡をまち、受け入れが望ましい場合は受け入れ、その対応方法を検討する。)
- ⑤虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
- ⑥必要に応じて委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所へ報告する。
- ⑦家庭児童相談室・障がい福祉課・相談支援事業所からの依頼があり、家庭訪問を当施設が行う事が望ましいと委員会及び管理者が判断した場合は必要に応じて家庭訪問を実施する。

附 則 この規程は、令和 4 年 7 月 7 日から施行する。